

様式第42号の8（第23条の4関係）

（表）

※ 処理	特別徴収義務者番号	台帳入力年月日	担当者
年 月 日			
広島県 県税事務所長 様			
受 付 印	特別徴収義務者 所 在 地 名 称 代表者の氏名		
	届 出 書		
次のとおり、営業所等を設けたので(届出事項に変更が生じたので・営業所等を廃止したので)、広島県税条例第46条の8第1項(第2項)の規定により届けます。			
届 出 事 由	1 新設 2 変更 3 廃止 4 利子等の種別の変更		
新設(変更・廃止)年月日	年 月 日		
変 更 事 由			
営 業 所 等	所 在 地	〒 電話番号 ( )	
	店 舗 名		
利 子 割 の 納 入 方 法	店舗ごとに納入する場合の利子等の種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19	
	本店等で一括納入する場合の利子等の種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19	
一 括 納 入 す る 本 店 等	所 在 地	〒 電話番号 ( )	
	店 舗 名		
備 考			

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。  
 2 記入方法は、裏面を御覧ください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(裏)

〔記入要領〕

1 この届出書は、営業所等の新設、異動、廃止及び納入種別の変更があつた場合に管轄県税事務所に提出してください。

2 記入方法

記 入 欄	記 入 方 法	新設	変更	廃止	利子等種別の変更
届 出 事 由	該当に○印	○	○	○	○
新設(変更・廃止)年 月 日	種別の変更の場合は、納入開始年月日を記入	○	○	○	○
変 更 事 由	店舗の所在地、名称等が変更の場合に記入	—	○	—	—
特別徴収義務者	店舗の所在地、名称を記入変更の場合は、変更後を記入	○	○	—	—
利子割の納入方法	納入方法別に利子等の種類等を記入	○	—	—	○

(注) ○ ……記入する — ……記入不要

3 利子割の納入方法

納入方法には、

- (1) その店舗で徴収した税額を当該店舗で納入する方式
- (2) 本店等において一括して納入する方式
- (3) (1)及び(2)の併用方式

があります。

利子等の種類は、(1)又は(2)のいずれかの方法で納入する利子等の種類を次の1から19までの中から選択し、該当の番号に○印を付けてください。

1 特定公社債以外の公社債の利子	11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの
2 銀行預金利子	12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
4 勤務先預金等の利子	14 定期積金の給付補てん金
5 合同運用信託の収益の分配	15 掛金の給付補てん金
6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	16 抵当証券の利息
7 郵便貯金利子	17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
8 国外一般公社債等の利子等	18 外貨建預貯金等の為替差益
9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	

(注) 本店等において一括納入する場合は、広島県内の営業所等の所在地等を添付してください。

付表

広島県内の営業所等の所在地等

店 舗 名 〔店舗コード〕	郵便番号	所 在 地	電話番号	取り扱う利子等の種類 (取扱商品番号に○)
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
〔 〕			( )	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

(注) 利子等の種類は、その店舗で納入する利子等の種類を次の1から19までの中から選択し、該当の番号に○印をつけてください。

1 特定公社債以外の公社債の利子	11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの
2 銀行預金利子	12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
4 勤務先預金等の利子	14 定期積金の給付補てん金
5 合同運用信託の収益の分配	15 掛金の給付補てん金
6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	16 抵当証券の利息
7 郵便貯金利子	17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
8 国外一般公社債等の利子等	18 外貨建預貯金等の為替差益
9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。